

簡易専用水道の届出等について

※簡易専用水道に係る下記届出は、2部作成し、保健所生活衛生課に提出すること。

届出の種類及び根拠	届出が必要なとき	届出期限	様式
簡易専用水道設置届 高松市簡易専用水道設置要綱 第2条	簡易専用水道を設置しようとするとき	工事に着手する前	様式第1号
簡易専用水道変更届 高松市簡易専用水道設置要綱 第3条	届出に係る住所、氏名が変更になったとき (法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称)	変更後 30日以内	様式第1号
	受水槽を設置している建築物等の名称及び所在地が変更になったとき		
	受水槽を設置している建築物等が全体の20%を超えて規模を変更したとき		
簡易専用水道承継届 高松市簡易専用水道設置要綱 第4条	届出をした者から、簡易専用水道を譲り受けたとき	承継後 30日以内	様式第1号
	届出をした者について、相続又は合併があったとき		
簡易専用水道廃止届出書 高松市簡易専用水道設置要綱 第5条	届出している簡易専用水道を廃止したとき	廃止後 30日以内	様式第2号

問合せ先	保健所生活衛生課
	〒760-0074 高松市桜町 1-10-27 高松市保健所1階 TEL:087-839-2865/FAX:087-839-2879 Eメール: seikatsueisei@city.takamatsu.lg.jp

簡易専用水道設置（変更・承継）届出の記載について

【届出の流れ】

1 簡易専用水道ごとに届出書を **2部作成**

↓

2 高松市保健所生活衛生課に提出
(高松市保健所 1階①番窓口、TEL : 839 - 2865)

受付印押印後、**1部返却**

↓

3 返却した届出は、控えとして保存してください。

なお、届出書の記載事項に変更が生じた場合（法人の代表者氏名の変更は除く）、変更届等の手続きが必要となります。

【記載内容について】

1. 届出者

原則として簡易専用水道の設置者が届出者となる。

（ただし、会社の規則等により届出を他の者（支店長等）に委任している場合は、委任を受けている者（支店長等）でもよい。）

2. 簡易専用水道の設置者

一般には、受水槽の設置されている建築物等の所有者が簡易専用水道の設置者となる。

3. 建築物等の名称

受水槽の設置されている建築物等を特定できる名称を記載する。

また、同一事業所で複数の簡易専用水道を設置している場合は、各々の簡易専用水道を設置する建築物等ごとに、名称を区分して記載する。

4. 建築物等の所在地

住居表示地区は住居表示を、それ以外の地区は地番を記載する。

5. 簡易専用水道の管理者（Ⅰ）

簡易専用水道の設置者側の管理責任者を記載する。

保健所長が簡易専用水道の設置者に対して必要と認めるときに行う措置命令、給水停止命令等の書類の送付先（窓口）となります。（法人の場合は、管理責任者が所属する会社等の所在地、所属名、役職名及び氏名を記載する。）

6. 簡易専用水道の管理者（Ⅱ）

簡易専用水道の管理者（Ⅰ）より委託等を受け、実際に管理等行っているものを記載する。（法人の場合は、管理責任者が所属する会社等の所在地、所属名、役職名及び氏名を記載する。）